

2019年5月17日

各位

会社名 シダックス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 志太 勤一  
(JASDAQ コード番号 4837)  
問合せ先 取締役 経営企画本部長 山本 大介  
(TEL. 03-5784-8909)

**資本業務提携及び第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更並びに  
資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合及びUnison Capital Partners IV (F), L.P. (総称して、以下、「割当予定先」といいます。)と資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」といいます。)を締結すること(以下、「本件提携」といいます。)、第三者割当の方法により、割当予定先に対して総額40億円のB種優先株式(以下、「B種優先株式」といいます。)及び総額25億円のC種優先株式(以下、「C種優先株式」といいます。、B種優先株式及びC種優先株式を併せて「本優先株式」といいます。)を発行すること、並びに2019年7月11日開催予定の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)に本優先株式の発行に係る議案を付議することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。また、当社は、上記取締役会において、本優先株式及びD種優先株式(以下、「D種優先株式」といいます。)の新設等に関する定款の一部変更(以下、「本定款変更」といいます。)に係る議案を本臨時株主総会及び同日開催予定の普通株主による種類株主総会(以下、「本普通株主種類株主総会」といいます。)に付議するとともに、2018年5月30日付で開示しました「第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」(以下、「2018年5月30日付プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、A種優先株式を発行していることに鑑み、会社法第325条で準用される同法第319条の規定により種類株主総会の決議があったものとみなされるA種優先株主による同意を得るべくA種優先株主に対し本定款変更について提案をすること、並びに、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき資本金及び資本準備金を減少すること(以下、「本減資等」といいます。)を決議しましたので、併せてお知らせいたします。

本優先株式の発行は、本臨時株主総会並びに普通株主及びA種優先株主による各種種類株主総会において本定款変更に係る議案が承認されること(又は会社法第325条で準用される同法第319条の規定により各種種類株主総会の決議があったものとみなされること)、本臨時株主総会において本優先株式の発行に係る議案が承認されること並びに本定款変更及び本優先株式の発行についてA種優先株主より書面による承諾を取得すること等を条件としており、本減資等については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件としています。また、2018年5月30日付プレスリリースに記載のとおり、本定款変更及び本優先株式の発行にあたりA種優先株主の事前の承諾が必要となっておりますが、当社は当該承諾を本臨時株主総会までに取得すべくA種優先株主と現在協議中であり、現状、承諾取得に際して支障となる問題は当社として特段認識しておりません。なお、A種優先株式については、金銭を対価とする取得条項に基づき、本優先株式の払込期日である2019年7月16日までに取得及び消却する予定であり、詳細については、本日、別途開示しております「自己株式(優先株式)の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

## 1. 資本業務提携の概要

### 1. 資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、健康創造企業・社会問題解決型企業である「ソーシャル・ウェルネス・カンパニー」の構築を進めており、“フードサービスから公共サービスまで提供可能な水平垂直統合型の企業構造”で他社との差別化を図り、プレミアムブランド戦略による高品質・高付加価値のサービスを提供するとともに、より一層の「安心・安全」な管理体制の強化、グループ総合力を活かしたトータルアウトソーシングによる営業拡大に努めて参りました。その中で、総合サービス企業である当社グループの事業ポートフォリオを「フードサービス事業」及び「トータルアウトソーシング事業」を両軸とする体制にシフトしつつ、その上で、フィットネス・エステ&リラクゼーションそしてカルチャーの各種サービスをブラッシュアップし、これらを複合したトータルアウトソーシングサービスを展開し、時代の要請に合った社会サービスを展開することを目指して参りました。

具体的には、フードサービス事業においては、施設の特性に応じたセグメント細分化によるスタンダードメニューの開発、人財確保・人財教育に注力し、また、グループの総合力を活かした新規の営業開発にも注力して参りました。一方、トータルアウトソーシング事業においては、民間セクターにおいて安心安全かつ高付加価値なアウトソーシング、バス事業の拡大・強化、一括アウトソーシングのスキーム構築と営業推進体制の確立に努めるとともに、公共セクターにおいて、地域密着型の営業力強化、バス事業の全国展開、一括アウトソーシングをはじめ地域再生コンサルティングの強化に努めて参りました。

上記取り組みの中で、2018年5月30日付で開示しました「資本業務提携締結及び子会社の異動（持分譲渡）に関するお知らせ」及び「資本業務提携締結に伴う債権譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、当社グループの主力事業の一つであったレストランカラオケ事業については、株式会社B&V（以下、「BV社」といいます。）との間で資本業務提携を行いました。これに伴い、レストラン・通信カラオケハウス等の運営を行う当社の連結子会社であるシダックス・コミュニティ株式会社の株式（議決権割合：81%）をBV社に譲渡するとともに当社がシダックス・コミュニティ株式会社及びシダックストラベラーズコミュニティ株式会社に対して有していた債権をBV社に対して譲渡いたしました。これにより、2016年3月期から2018年3月期にかけて、累計約140億円の損失を計上していたレストランカラオケ事業を当社の連結の範囲から除外し、当社グループの経営成績及び財務状態を大きく改善するための体制を整備しました。

当社グループは、上記のとおり事業の改善を進めて参りましたが、トータルアウトソーシング事業が概ね好調である一方、フードサービス事業においては、同業のみならず他業種との顧客獲得競争の激化に加え、人材不足による追加の労務関連費の負担及び材料費の高騰等が発生しております。以上に加えて、トータルアウトソーシング事業のうち車両運行受託事業における燃料費の増加、2018年6月に実施したカラオケ事業一部譲渡の際に譲渡の対象から外れた店舗等数カ所の原状回復費用の発生、天候不順等の特殊要因に伴う売上逸失等の影響額、金融関連費用その他の営業外費用の増加等、並びに、フードサービス事業及びトータルアウトソーシング事業と関連の薄い特定の固定資産の売却処分の遅れに伴い見込まれていた特別利益が得られなかったことにより、2019年2月12日に開示しました「平成31年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2019年3月期通期連結業績予想の下方修正を行っております。

かかる事業環境の中、当社グループは、フードサービス事業及びトータルアウトソーシング事業を両軸とする体制の確立を目指す上では迅速な経営改革を進めていくことが不可欠と考え、様々な選択肢を検討して参りました。その結果、当社グループの事業に深い知見を持った事業上のパートナーとの提携及び安定的な経営を行うための資本性の高い資金調達が必要という結論に至り、本日、割当予定先と本資本業務提携契約を締結いたしました。割当予定先並びにそのマネージャー及びアドバイザー（総称して、以下「ユニゾン」といいます。）は、20年以上にわたり幅広い業種の日本及びアジアの企業に対し、投資と経営支援を行ってきております。中でもサービス業はユニゾンが最も注力してきた分野の一つであり、あきんど

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

スシロー、ミスターミニットをはじめとする外食・ホテル等のBtoCサービス産業からBtoBのソリューションプロバイダーまで、数多くの投資先企業でハンズオンでのガバナンス・経営支援を通じた事業成長・企業価値向上を実現しています。当社グループの事業領域での経験と知見を持つ人材も複数擁しており、これらも踏まえてユニゾンには、当社グループの事業戦略を高く評価いただいております。また、当社グループとしても、ユニゾンとの長期に亘る戦略的パートナーシップの形と事業成長戦略の協議を通じて信頼関係を構築することができ、ユニゾンによる事業運営体制の改善等の経営支援及び今回の優先株式の引受を通じて、より一層の成長を実現できると考え、ユニゾンが当社のパートナーとして最適であると判断いたしました。

## 2. 業務提携の内容

当社及び割当予定先は、本資本業務提携契約において、割当予定先が当社の取締役のうち2名の指名権を有することを合意しており、2019年7月11日に開催予定の当社の臨時株主総会において、割当予定先が指名する取締役候補者2名を当社取締役に選任するための取締役選任議案を上程する予定です。

加えて、当社と割当予定先は、当社グループのガバナンスを強化し、当社グループの経営改革・事業成長プランの企画実行及びモニタリングを徹底的に実施するとともに、改革を推進する上で必要となるグループ横断的なリソース調達の判断を行う場として、Re-growth委員会を設置し、両社で協力して当該委員会の運営を行っていくことを合意しております。Re-growth委員会の構成員は6名で、うち当社が3名（人選については未定）を選任し、割当予定先が3名（人選については未定）を選任することを想定しております。さらに、当社と割当予定先は、経営改革が必要な分野において、より実務的な協議を行う場として、複数の分科会を設置し、スピード感を持って改革を実行していく体制を構築することを合意しております。各分科会においては、原則として割当予定先の指名するメンバーも参加することとし、割当予定先が持つ豊富な経営ノウハウ及び業界に対する深い知見を当社グループの経営改革のために、直接活用する体制を整備する予定です。

上記の他に、当社及び割当予定先は具体的に以下の内容の協力を進めていくことを合意しております。

### (1) 営業開発

事業分野が多岐に渡る中で、お客様への提案の質と提供価値の向上及びそれを通じた利益率の改善を図るべく、サービス業において数多くの投資先企業で経営支援を行った実績及び当社グループの事業領域での経験と知見を持つ人材を有するユニゾンのノウハウを活用しつつ、お客様の課題とニーズに対応したベストな提案をする等による営業力の向上及び営業開発部門と事業毎の専門性を有する運営部門との連携を組織的に強化して参ります。また、部門間でのクロスセル活動を強化し、総合サービス企業である当社の強みをこれまで以上に追求して参ります。

### (2) ITシステム整備と業務効率化

現在当社グループ各社で一部個別に運用している又は機能が重複しているITシステムについて、必要な投資を行い、改廃・統合とインフラ移行を行うことにより、IT関連コストの削減を進めて参ります。また、システムの抜本的な整理を通じた管理業務効率化と攻めの時間創出を同時に進めて参ります。

### (3) フードサービス事業

当社の中核事業の一つとしてフードサービス事業の立て直しを図ります。当社の強みと市場環境変化を踏まえて注力分野を明確にした上で、高品質な運営を全国どこでも可能とする人材の育成・組織力の底上げを追求いたします。事業基盤の強化と併せて、既存の赤字・不採算契約の収益性改善若しくは撤退、並びに適切な収益性が確保可能な新規契約の獲得を進めて参ります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

#### (4) トータルアウトソーシング事業

市場が拡大しており、当社グループが強みを有する学童保育・学校給食運営受託等の自治体向けアウトソーシング事業に一層の経営資源を投下して参ります。また、今後も様々な分野でアウトソーシングサービスの受託獲得の可能性があると考えており、当社グループの幅広い業務でのコンタクトポイントを活用し、新規分野でのビジネス獲得を進めて参ります。車両運行管理業務においては、非稼働のバス車両の稼働率向上を通じて、収益の底上げを図って参ります。

#### (5) 非中核事業、不採算事業

現状事業規模が小さく赤字事業も含まれる、いくつかの非中核事業については、将来の当社グループの中核事業発掘のためのR&Dという位置付けとし、事業毎の検証テーマと時間軸、検証予算を明確にした上で、規律を持った運営を行って参ります。

なお、当社及び割当予定先は、上記の施策及び提携効果を含む当社グループの中期事業計画を策定中であり、当該計画の詳細については確定次第開示いたします。

### 3. 資本提携の内容

当社グループは、当社グループの事業の改革を迅速に行い、当社グループの持続的な成長に向けての資金調達と財務基盤の強化を目的として、第三者割当増資により、割当予定先に対して本優先株式を割り当てます。本優先株式の詳細は、後記「Ⅱ. 第三者割当による本優先株式の発行について」をご参照ください。

### 4. 本件提携の相手先の概要

後記「Ⅱ. 第三者割当による本優先株式の発行について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

### 5. 日程

(1) 取締役会決議日	2019年5月17日
(2) 契約締結日	2019年5月17日
(3) 事業開始日	2019年7月16日(予定)

### 6. 今後の見通し

本件提携及び本優先株式の発行は当社の財務体質の改善に寄与することが考えられますが、当社の業績に与える影響については精査中であり、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携による効果が判明し、業績への影響が明らかとなった場合には、速やかに開示いたします。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

## II. 第三者割当による本優先株式の発行について

### 1. 募集の概要

#### (1) B種優先株式発行の概要

① 払 込 期 日	2019年7月16日
② 発 行 新 株 式 数	B種優先株式 4,000株
③ 発 行 価 額	1株につき1,000,000円
④ 調 達 資 金 の 額	4,000,000,000円
⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法により割り当てます。 (ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合 3,307株 Unison Capital Partners IV(F), L.P. 693株)
⑥ 当 初 転 換 価 額	当社普通株式を対価とする取得請求権につき273円 D種優先株式を対価とする取得請求権につき150円
⑦ 優 先 配 当	優先配当率 年率3.0% 優先配当金 1株につき、以下の算式に基づき計算される額とします。 ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入するものとします。 B種優先株式1株当たりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株当たりの払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含みます。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含みます。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される額とします。なお、後記(2)⑥のC種優先株式の第一優先配当金に係る配当はB種優先株式に係る配当及びD種優先株式に係る配当に優先し、B種優先株式に係る配当と後記(2)⑥のC種優先株式の第二優先配当金に係る配当及びD種優先株式に係る配当の優先順位は同順位とし、これらの配当はその他の種類株式の配当に優先するものとします。
⑧ 募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数 (2019年5月16日現在)	普通株式 40,929,162株 A種優先株式 250株
⑨ 募 集 ( 発 行 ) 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 40,929,162株 A種優先株式 250株 B種優先株式 4,000株 C種優先株式 2,500株 ただし、A種優先株式については、金銭を対価とする取得条項に基づき、本優先株式の払込期日までに取得及び消却する予定です。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

⑩ そ の 他	<p>詳細については、後記2. (3) 及び2. (4) 並びに別紙1「B種優先株式発行要項」及び別紙3「D種優先株式の内容」をご覧ください。</p> <p>B種優先株式は無議決権株式であり、発行要項及び本資本業務提携契約において、主要条件として、割当予定先による金銭を対価とする取得請求権、当社普通株式を対価とする取得請求権及びD種優先株式を対価とする取得請求権の行使に関する規定がございます。</p> <p>なお、D種優先株式の優先配当率は年率3.0%としております。</p> <p>また、D種優先株式の優先配当金は、1株につき、以下の算式に基づき計算される額とします。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入するものとします。</p> <p>D種優先株式1株当たりのD種優先配当金の額は、D種優先株式1株当たりの払込金額（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に適用された転換価額とします。以下同じです。）に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が当該D種優先株式の払込期日（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に係る転換請求日とします。以下同じです。）の直後に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含みます。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含みます。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される額とします。なお、C種優先株式の第一優先配当金に係る配当はB種優先株式に係る配当及びD種優先株式に係る配当に優先し、D種優先株式に係る配当とB種優先株式に係る配当及びC種優先株式の第二優先配当金に係る配当の優先順位は同順位とし、これらの配当はその他の種類株式の配当に優先するものとします。</p> <p>D種優先株式は無議決権株式であり、D種優先株式の内容及び本資本業務提携契約において、割当予定先による金銭を対価とする取得請求権及び当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関する規定がございます。</p>
---------	--

## (2) C種優先株式発行の概要

① 払 込 期 日	2019年7月16日
② 発 行 新 株 式 数	C種優先株式 2,500株
③ 発 行 価 額	1株につき1,000,000円
④ 調 達 資 金 の 額	2,500,000,000円
⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法により割り当てます。 (ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合 2,067株 Unison Capital Partners IV(F), L.P. 433株)

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

⑥ 優 先 配 当	<p>優先配当率 年率8.0%</p> <p>優先配当金 1株につき、以下の算式に基づき計算される額とします。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入するものとします。</p> <p>C種優先株式1株当たりのC種優先配当金の額は、第一優先配当金及び第二種優先配当金の合計額とします。</p> <p>第一優先配当金は、C種優先株式1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含みます。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含みます。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とします。</p> <p>第二優先配当金は、C種優先株式1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含みます。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含みます。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とします。</p> <p>なお、C種優先株式の第一優先配当金に係る配当はB種優先株式に係る配当及びD種優先株式に係る配当に優先し、B種優先株式に係る配当及びD種優先株式に係る配当とC種優先株式の第二優先配当金に係る配当の優先順位は同順位とし、これらの配当はその他の種類株式の配当に優先するものとします。</p>
⑦ 募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数 (2019年5月16日現在)	<p>普通株式 40,929,162株</p> <p>A種優先株式 250株</p>
⑧ 募 集 (発 行) 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	<p>普通株式 40,929,162株</p> <p>A種優先株式 250株</p> <p>B種優先株式 4,000株</p> <p>C種優先株式 2,500株</p> <p>ただし、A種優先株式については、金銭を対価とする取得条項に基づき、本優先株式の払込期日までに取得及び消却する予定です。</p>
⑨ そ の 他	<p>詳細については、後記2.(3)及び別紙2「C種優先株式発行要項」をご覧ください。</p> <p>C種優先株式は無議決権株式であり、発行要項及び本資本業務提携契約において、主要条件として、当社による金銭を対価とする取得条項の行使及び割当予定先による金銭を対価とする取得請求権の行使に関する規定がございます。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本優先株式の発行の目的

上記I. 1.の「資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループを取り巻く環境は厳しいものの、このような厳しい環境に対応する観点からもフードサービス事業及びトータルアウトソーシング事業を両軸とする体制の確立を目指す上で運転資金及び投資資金が必要であるところ、とりわけフードサービス事業においては、厳しい競争環境下に鑑みると、安定的な収益化を行うためには長期かつ

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

安定的な資金により事業運営及び投資をする必要があり、かかる観点からは、当該資金を返済が必要な借入のみならず、資本金のある本優先株式の発行により調達することにより財務基盤をさらに強化し、長期的な株主価値の向上を目指すものであります。また、迅速な経営改革の実行のためには、当社グループの事業について深い知見を持った事業上のパートナーとの提携を行い、当社グループのガバナンスを強化するとともに、当社グループの経営改革・事業成長プランの企画実行及びモニタリングの遂行が必要と考えております。この点、ユニゾンは、20年以上にわたり日本企業、特にサービス業への投資を行うとともに、事業運営体制の改善等の経営支援を実施してきた経験を有しており、資金面だけではなく非財務面でも当社グループの価値向上に寄与するものと考えております。そのため、当社は、ユニゾンが運用するファンドからの資金調達に加えて、ユニゾンとの間で本資本業務提携契約を締結し、ガバナンス及び事業運営の観点からも株主価値の最大化を図って行く所存です。

以上に加え、当社が発行しているA種優先株式については、当社の2019年3月末日の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、A種優先株主との間の2018年5月30日付株式投資契約（以下、「A種投資契約」といいます。）に定める金額を下回ったことにより、2018年5月30日付プレスリリースに記載の行使条件を充たしたため、2019年3月末をもってA種優先株主による金銭対価の取得請求権の行使が可能となっていることに加え、2018年5月30日付プレスリリースに記載のとおり、A種投資契約上、金銭対価の取得請求権の行使が可能となつてから6か月の経過により普通株式対価の取得請求権が行使可能とされていることとの関係上、2019年9月末にはA種優先株主による普通株式対価の取得請求権も行使可能になることが想定され、これらの取得請求権が行使された場合には近時に資金流出又は普通株式の発行による希薄化が生じる可能性があります。上記のような当社グループの現状に鑑みると、近時に多額の資金流出が発生することは、当社グループの事業の安定化・収益化に悪影響を与える可能性があるところ、本優先株式の発行に伴いA種優先株式を取得することで、かかる事態を回避することが可能となります。また、本優先株式の発行に伴いA種優先株式を取得することにより、当社グループの事業の安定化・収益化が達成される前に普通株式の発行による希薄化が生じる事態を可及的に回避することができ、かかる点も既存株主の利益に資するものと考えております。

## (2) 本優先株式の発行による資金調達を実施する理由

上記「(1) 本優先株式の発行の目的」に記載のとおり、フードサービス事業及びトータルアウトソーシング事業を両軸とする体制の確立を目指す上では長期かつ安定的な資金による事業運営及び投資が必要であるところ、本優先株式の発行により、長期かつ安定的な資金を確保し、同時に、資金調達方法の多様化を図ることが可能となります。

本資本業務提携契約により、B種優先株式については発行後約3年間は、原則として、B種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使を行わない旨が定められており、普通株主の議決権の希薄化に配慮した設計となっております。また、B種優先株式は、転換価額の修正に際して、修正後の転換価額の下限が一定に固定されていることから、仮に当社の株価が下落した場合であっても、普通株式を対価とする取得請求権による希薄化は一定の限度に抑制されております。C種優先株式については、発行から約5年後には償還が必要となる可能性があります。レストランカラオケ事業の損失により毀損された足元の当社の財務基盤の強化に資するとともに、普通株式を対価とする取得請求権は付与されておらず、希薄化を生じさせるものではありません。これらの理由から、B種優先株式及びC種優先株式の組み合わせによる第三者割当を行うことが、当社の財務基盤を強化し、かつ、希薄化を可能な限り抑制できる、最適な資金調達方法であると判断いたしました。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



### (3) 本優先株式の概要

B種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権及びD種優先株式を対価とする取得請求権が、C種優先株式には、金銭を対価とする取得条項及び金銭を対価とする取得請求権が付されております。また、B種優先株式及びC種優先株式には株主総会における議決権が付与されておりません。

#### ① 金銭を対価とする取得請求権

金銭を対価とする取得請求権については、B種優先株式及びC種優先株式の発行要項上、B種優先株主及びC種優先株主は、いつでも、金銭を対価としてそれぞれの優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっておりますが、本資本業務提携契約の規定により、割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使できるのは、以下の場合（ただし、割当予定先が当該事由の発生について書面による承諾をした場合を除きます。）を除き、発行日から約5年後の2024年6月30日を経過した場合に限定されております。

- (a) 本資本業務提携契約上の前提条件が成就していなかったことが事後的に明らかになった場合（ただし、成就しない前提条件を割当予定先が全て書面により放棄した場合は除きます。）
- (b) 当社が、本資本業務提携契約の条項に違反（軽微な違反を除く。）した場合であって、割当予定先の書面による通知を受領した日から30日以内に当該違反が治癒されない場合（ただし、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとします。）

B種優先株主により金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、取得請求権の対象とされたB種優先株式の株式数に応じた基準価額（※1）とします。

※1 基準価額とは、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$\text{基準価額} = 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.03)^{m+n/365} - 1 \text{株当たり控除価額} \text{（※2）}$$

（ただし、払込期日（同日を含みます。）から取得請求日（同日を含みます。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とします。）

※2 控除価額とは、取得請求日（同日を含みます。）までの間にB種優先株主に対して支払われた優先配当（以下、本※2において「請求前支払済優先配当金」といいます。）の支払毎に以下の算式によって算出される支払毎の控除価額の合計額をいいます。

$$\text{支払毎の控除価額} = \text{請求前支払済優先配当金の金額} \times (1 + 0.03)^{\alpha + \beta/365}$$

（ただし、請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含みます。）から取得請求日（同日を含みます。）までの日数を「α年とβ日」とします。）

C種優先株主により金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、取得請求権の対象とされたC種優先株式の株式数に応じた基準価額（※3）とします。

※3 基準価額とは、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$\text{基準価額} = 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.08)^{m+n/365} - 1 \text{株当たり控除価額} \text{（※4）}$$

（ただし、払込期日（同日を含みます。）から取得請求日（同日を含みます。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とします。）

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

※4 控除価額とは、取得請求日（同日を含みます。）までの間にC種優先株主に対して支払われた優先配当（以下、本※4において「請求前支払済優先配当金」といいます。）の支払毎に以下の算式によって算出される支払毎の控除価額の合計額をいいます。

$$\text{支払毎の控除価額} = \text{請求前支払済優先配当金の金額} \times (1 + 0.08)^{\alpha + \beta/365}$$

（ただし、請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含みます。）から取得請求日（同日を含みます。）までの日数を「 $\alpha$ 年と $\beta$ 日」とします。）

② 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式を対価とする取得請求権については、B種優先株式の発行要項上、B種優先株主は、いつでも、普通株式を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっておりますが、本資本業務提携契約の規定により、割当予定先が当社普通株式を対価とするB種優先株式の取得請求権を行使できるのは、以下の場合等を除き、発行日から約3年後の2022年6月30日を経過した場合に限定されております。

- (a) 本資本業務提携契約上の前提条件が成就していなかったことが事後的に明らかになった場合（ただし、成就しない前提条件を割当予定先が全て書面により放棄した場合は除きます。）
- (b) 当社が、本資本業務提携契約の条項に違反（軽微な違反を除きます。）した場合であって、割当予定先の書面による通知を受領した日から30日以内に当該違反が治癒されない場合（ただし、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとします。）
- (c) 当社の普通株式について、公開買付けが行われることが公表された場合

B種優先株式の発行要項上、転換請求がなされた場合の当初の転換価額は、273円です。

普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出します。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

なお、C種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権は定められておりません。

（算式）

B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数  
＝B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数  
×上記①※1に定める基準価額相当額（ただし、基準価額相当額は、基準価額算式における「取得請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出されます。）÷転換価額

※ B種優先株式の発行要項上、当初の転換価額は、273円とされておりますが、転換価額は、発行日から約2年後の2021年6月30日及びそれ以降の6か月毎（以下、それぞれ「転換価額修正日」といいます。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下、「修正後転換価額」といいます。）が、当該転換価額修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、当該転換価額修正日以降、修正後転換価額に修正されるものとします。ただし、修正後転換価額が190円（以下、「下限転換価額」といいます。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とします。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

### ③ D種優先株式を対価とする取得請求権

D種優先株式を対価とする取得請求権については、B種優先株式の発行要項上、B種優先株主は、いつでも、D種優先株式を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっておりますが、本資本業務提携契約の規定により、割当予定先がD種優先株式を対価とするB種優先株式の取得請求権を行使できるのは、以下の場合に限定されております。

- (a) 本資本業務提携契約上の前提条件が成就していなかったことが事後的に明らかになった場合（ただし、成就しない前提条件を割当予定先が全て書面により放棄した場合は除きます。）
- (b) 当社が、本資本業務提携契約の条項に違反（軽微な違反を除く。）した場合であって、割当予定先の書面による通知を受領した日から30日以内に当該違反が治癒されない場合（ただし、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとします。）

B種優先株式の発行要項上、転換請求がなされた場合の当初の転換価額は、150円です。

D種優先株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付されるD種優先株式の数は、以下に定める算定方法により算出します。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなるD種優先株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

なお、C種優先株式には、D種優先株式を対価とする取得請求権は定められておりません。

(算式)

B種優先株式の取得と引換えに交付するD種優先株式の数  
＝B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数  
×上記①※1に定める基準価額相当額（ただし、基準価額相当額は、基準価額算式における「取得請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出されます。）÷転換価額

### ④ 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項については、当社は、C種優先株式の発行日以降、C種優先株主の意思に関わらず、分配可能額を上限として、C種優先株式の全部又は一部を、金銭を対価として、発行日から約3年後の2022年6月30日を経過した後、いつでも強制的に取得することができますが、本資本業務提携契約の規定により、当社は、強制償還日においてC種優先株式発行要項第13項(2)に定める強制償還価額に相当する金銭を保有していないときは、強制償還日を定めることはできないこととなっております。

C種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項を当社が行使する場合にC種優先株主に対して交付される金銭の額は、C種優先株式1株につき上記①※3に定める基準価額とします（なお、この場合の基準価額及び控除価額は、前記の計算式において「取得請求日」を「(強制償還日として)当社取締役会が別に定める日」と読み替えたものになります。).

なお、B種優先株式には金銭を対価とする取得条項は定められておりません。

その他、B種優先株式及びC種優先株式の詳細につきましては、別紙1「B種優先株式発行要項」及び別紙2「C種優先株式発行要項」をご参照ください。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

#### (4) D種優先株式の概要

D種優先株式は、当社が本資本業務提携契約の違反等を行った場合において、B種優先株式を本来想定している転換価額よりも安い転換価額で普通株式に転換する仕組みを実現するために導入するものです。すなわち、会社法上、取得請求権の行使により対価として交付される普通株式の「数又は算定方法」を定款で定める必要があるところ（会社法第108条第2項第5号ロ）、B種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使につき二つの異なる転換価額を定めた場合には当該「数又は算定方法」が確定しているかどうか明らかではないことから、B種優先株式を普通株式以外の種類株式（D種優先株式）に一旦転換した上で、当該種類株式の普通株式への転換を認めることで、上記と同様の効果を達成することができると考えております。

D種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得請求権が付されております。また、株主総会における議決権は付与されておられません。

##### ① 金銭を対価とする取得請求権

金銭を対価とする取得請求権については、D種優先株式の内容上、D種優先株主は、いつでも、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっております。なお、本資本業務提携契約の規定により、D種優先株式がB種優先株式に付された取得請求権の行使により発行されるのは本資本業務提携契約上の前提条件の不充足又は本資本業務提携契約の違反（軽微な違反を除きます。）の場合に限定されております。他方で、D種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権を行使できる場面も同様に本資本業務提携契約上の前提条件の不充足又は本資本業務提携契約の違反（軽微な違反を除きます。）の場合に限定されておりますが、当該条件はB種優先株式に付された取得請求権が行使される時点で充足されていることから、結果的には、B種優先株式に付された取得請求権の行使により発行されたD種優先株式については、発行後はいつでも金銭を対価とする取得請求権を行使できることとなります。

D種優先株主により金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、取得請求権の対象とされたD種優先株式の株式数に応じた基準価額（※1）とします。

※1 基準価額とは、以下の算式によって算出される金額をいいます。

基準価額＝D種優先株式の1株当たりの払込金額（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に適用された転換価額とします。以下同じです。） $\times (1 + 0.03)^{m+n/365} - 1$ 株当たり控除価額（※2）

（ただし、払込期日（同日を含みます。）から取得請求日（同日を含みます。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とします。）

※2 控除価額とは、取得請求日（同日を含みます。）までの間にD種優先株主に対して支払われた優先配当（以下、本※2において「請求前支払済優先配当金」といいます。）の支払毎に以下の算式によって算出される支払毎の控除価額の合計額をいいます。

支払毎の控除価額＝請求前支払済優先配当金の金額 $\times (1 + 0.03)^{\alpha + \beta/365}$

（ただし、請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含みます。）から取得請求日（同日を含みます。）までの日数を「 $\alpha$ 年と $\beta$ 日」とします。）

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

## ② 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式を対価とする取得請求権については、D種優先株式の内容上、D種優先株主は、いつでも、普通株式を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっております。なお、本資本業務提携契約の規定により、D種優先株式がB種優先株式に付された取得請求権の行使により発行されるのは、本資本業務提携契約上の前提条件の不充足又は本資本業務提携契約の違反（軽微な違反を除きます。）の場合に限定されております。他方で、D種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できる場面も同様に本資本業務提携契約上の前提条件の不充足又は本資本業務提携契約の違反（軽微な違反を除きます。）の場合に限定されておりますが、当該条件はB種優先株式に付された取得請求権が行使される時点で充足されていることから、結果的には、B種優先株式に付された取得請求権の行使により発行されたD種優先株式については、発行後はいつでも普通株式を対価とする取得請求権を行使できることとなります。

D種優先株式の内容上、転換請求がなされた場合の当初の転換価額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に適用された転換価額とします。）です。なお、D種優先株式の内容上、転換価額については、修正条項はありません。

普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出します。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

（算式）

D種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数  
＝D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数  
×上記①※1に定める基準価額相当額（ただし、基準価額相当額は、基準価額算式における「取得請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出されます。）÷転換価額

その他、D種優先株式の詳細につきましては、別紙3「D種優先株式の内容」をご参照ください。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

#### ① B種優先株式

① 払込金額の総額	4,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	40,000,000円
③ 差引手取概算額	3,960,000,000円

#### ② C種優先株式

① 払込金額の総額	2,500,000,000円
② 発行諸費用の概算額	25,000,000円
③ 差引手取概算額	2,475,000,000円

（注1）「発行諸費用の概算額」には消費税は含まれておりません。

（注2）「発行諸費用の概算額」の主な内訳は、登記関連費用、ファイナンシャル・アドバイザー・フィー及びリーガル・アドバイザー・フィーです。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
有利子負債の約定返済	2,970	2019年7月から2021年6月まで
ITシステム投資費用及び運転資金	3,465	2019年7月から2020年6月まで

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

### ① 有利子負債の約定返済

当社は、当社がカラオケ店の新規出店やこれに係る運転資金等に充足するために過去に行った借入に関連して、2019年7月から2021年6月までの間に2,970百万円を約定返済に充当する予定です。この点に関して、当社の足元の財務状況を踏まえ、自己資本の増強による財務基盤の強化を行った上で、調達資金の一部を当該約定返済に充当することにより、資本構成の適正化及びキャッシュフローの安定化を図り、今後の資本政策の柔軟性を確保することを目的としております。なお、今後割当予定先と協議の上策定する中期事業計画に従って約定返済を行うことを想定していることから、約定返済の詳細のスケジュールについては現時点では未定であります。また、複数の金融機関との間で当社グループが締結している91億円のシンジケートローン契約の繰上返済に充当するものではありません。

### ② ITシステム投資費用及び運転資金

複雑化した全社ITシステムの抜本的な整理を通じて業務削減・集約を実現し、管理人件費等削減を行うためのITシステムへの投資に充当いたします。具体的には、2019年7月から2020年6月までの間に、カラオケ事業関連資産の廃止、業務システム統合、人事パッケージの統合、インフラ移行等のその他のITシステム投資に充当いたします。

また、本優先株式の発行に伴うA種優先株式の取得に使用する運転資金(約27億円)の充当に加え、今後の事業拡大に伴う運転資本に充当いたします。具体的には、2019年7月から2020年6月までの間に、営業開発の強化を通じたフードサービス事業の立て直し、トータルアウトソーシング事業の一層の強化等を目的とした経営改革を進めるための一時的な人件費や採用費等に充当いたします。

なお、今後割当予定先と協議の上策定する中期事業計画に従ってITシステムへの投資及び事業拡大に伴う運転資本への充当を行うことを想定していることから、ITシステム投資費用及び運転資金の詳細な内訳金額については現時点では未定であります。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

フードサービス事業及びトータルアウトソーシング事業を両軸とする当社グループの持続的成長のためには、自己資本の増強による財務基盤の強化が重要であり、調達した資金の一部を有利子負債の約定返済に充当することは合理的であると判断しております。また、調達した資金の一部については、本優先株式の発行に伴うA種優先株式の取得のために使用する運転資金を補うために使用されますが、当該取得については、前記のとおり、当社グループの事業の安定化・収益化が達成される前に、金銭を対価とする取得請求権の行使によって近時に多額の資金流出が発生することや、普通株式の発行による希薄化が生じる

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

事態を可及的に回避することができ、合理的であると判断しております。また、一部は IT システム投資費用及びその他の運転資金に活用することにより、当社グループの持続的な成長と当社の株主価値の向上に資するものと判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額及び処分価額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下、「山田コンサル」といいます。）に対して本優先株式の価値分析を依頼した上で、山田コンサルより、B種優先株式及びC種優先株式の算定報告書（以下、「本算定報告書」といいます。）を取得しております。

#### ①B種優先株式

山田コンサルは、一定の前提（B種優先株式の優先配当金が毎期支払われること、金銭を対価とする取得請求（2024年6月30日を経過した場合行使可能）、修正された転換価額に基づく普通株式を対価とする取得請求（2022年6月30日を経過した場合行使可能）及びB種優先株式の継続保有のいずれか最も経済合理性のある行動を割当予定先がとること、当社普通株式の株価及び株価変動率等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いてB種優先株式の価値分析を実施しております。本算定報告書においては、B種優先株式の1株当たりの公正価値は1,131,418円～1,169,288円とされております。

当社は、本算定報告書における前提条件及びその評価手続について不合理な点は特になしを確認しており、払込金額の決定にあたっては、本算定報告書におけるB種優先株式の理論的価値を参考にしておりますが、本算定報告書におけるB種優先株式の評価に留まらず、当社の置かれた事業環境・財務状況及び我が国の金融・財政状況等を総合的に勘案し、割当予定先との交渉の結果も踏まえて、B種優先株式については金1,000,000円を1株当たりの払込金額とすることを決定しております。かかる払込金額は、本算定報告書に記載のB種優先株式の1株当たりの公正価値のレンジの下限を下回っておりますが、①割当予定先が負担することとなるクレジット・コスト等に対するリターン及び諸条件に加えて、②当社の置かれた事業環境及び財務状況等に鑑みると、速やかな経営改革を実現するために十分な資金を確実かつ迅速に調達する必要性が高いこと、並びに③ユニゾンとの資本業務提携によるシナジー効果が企業価値向上に資すると見込まれること等から合理的な水準であると判断しております。

なお、B種優先株式の発行に係る当社取締役会決議に際して、当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員から、B種優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また外部専門家より取得している本算定報告書を確認した上で、B種優先株式の払込金額が合理的な水準であると評価できる旨の意見の表明を受けております。

しかしながら、B種優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、B種優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、念のため、当社は2019年7月11日開催予定の臨時株主総会において、会社法第199条2項に基づく特別決議によるご承認をいただく予定であり、この点について当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員も同意しております。

なお、B種優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求権に係る当初の転換価額は273円（本日の前営業日の株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の89.51%）であり、D種優先株式を対価とする取得請求権に係る当初の転換価額は150円となります。B種優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求権に係る転換価額は、2021年6月30日及び

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

それ以降の毎年12月31日及び6月30日における時価（転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の95%に相当する金額（修正後転換価額）が、当該転換価額修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、当該転換価額修正日以降、修正後転換価額に修正されますが、修正の下限は190円となっております。

## ②C種優先株式

山田コンサルは、一定の前提（C種優先株式の優先配当金が毎期支払われること、金銭を対価とする取得請求（2024年6月30日を経過した場合行使可能）及びC種優先株式の継続保有のいずれか最も経済合理性のある行動を割当予定先がとること等）の下、配当割引モデルを用いてC種優先株式の価値分析を実施しております。本算定報告書においては、C種優先株式の1株当たりの公正価値は957,227円～995,915円とされております。

当社は、本算定報告書における前提条件及びその評価手続について不合理な点は特にないことを確認しており、払込金額の決定にあたっては、本算定報告書におけるC種優先株式の理論的価値を参考にしておりますが、本算定報告書におけるC種優先株式の評価に留まらず、当社の置かれた事業環境・財務状況及び我が国の金融・財政状況等を総合的に勘案し、割当予定先との交渉の結果も踏まえて、C種優先株式については金1,000,000円を1株当たりの払込金額とすることを決定しております。かかる払込金額は、割当予定先が負担することとなるクレジット・コスト等に対するリターン及び諸条件を考慮し、また、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、合理的な水準であると判断しております。

なお、C種優先株式の発行に係る当社取締役会決議に際して、当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員から、C種優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また外部専門家より取得している本算定報告書を確認した上でC種優先株式の払込金額が合理的な水準であると評価できる旨の意見の表明を受けております。

しかしながら、C種優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、C種優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様のご意見を確認することが適切であると考え、念のため、C種優先株式についても、B種優先株式と同様に、2019年7月11日開催予定の臨時株主総会において、会社法第199条2項に基づく特別決議によるご承認をいただく予定であり、この点について当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員も同意しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

### (a) B種優先株式

当社は、B種優先株式を4,000株発行することにより、総額40億円を調達いたしますが、上記4.に記載のとおり資金用途には合理性があるものと判断しており、B種優先株式の発行数量も合理的であると判断しております。

B種優先株式については、株主総会における議決権はありませんが、B種優先株式の株主による普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。仮にB種優先株式の発行日時点においてB種優先株式の全部について当初の転換価額で普通株式を対価とする取得請求権が行使されたとすれば、B種優先株式発行前の発行済株式数の35.80%（B種優先株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は36.77%）の当社普通株式が、下限転換価額でB種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたとすれば、B種優先株式発行前の発行済株式数の51.44%

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



(B種優先株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は52.83%)の当社普通株式が交付されます。ただし、B種優先配当に未払いの金額が存在する場合、当該未払い優先配当額の全てに応じた金額が加算された基準価額により交付する当社普通株式の数が決定されるため、未払いのB種優先配当額が増加すればそれに応じて発行される当社普通株式の数も増加することになります。仮に1事業年度のB種優先配当額1.2億円が基準価額に加算されたとした場合、上記株式数に加え、当初の転換価額の場合はB種優先株式発行前の発行済株式数の1.07%(B種優先株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は1.10%)、下限転換価額の場合はB種優先株式発行前の発行済株式数の1.54%(B種優先株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は1.58%)の当社普通株式が交付されることとなります。

また、B種優先株式については、D種優先株式を対価とする取得請求権が付与されております。交付されるD種優先株式は、普通株式への転換が可能であり、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。仮にB種優先株式の発行日時点において、B種優先株式の全部についてD種優先株式を対価とする取得請求権が行使され、これによって発行されたD種優先株式の全部について当初の転換価額(B種優先株式に付されたD種優先株式を対価とする取得請求権に係る当初の転換価額と同額)で普通株式を対価とする取得請求権が行使されたとすれば、B種優先株式発行前の株式数の65.15%(B種優先株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は66.91%)の当社普通株式が交付されます。ただし、D種優先配当に未払いの金額が存在する場合、当該未払い優先配当額の全てに応じた金額が加算された基準価額により交付する当社普通株式の数が決定されるため、未払いのD種優先配当額が増加すればそれに応じて発行される当社普通株式の数も増加することになります。仮に1事業年度のD種優先配当額1.2億円が基準価額に加算されたとした場合、上記株式数に加え、B種優先株式発行前の発行済株式数の1.95%(B種優先株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は2.01%)の当社普通株式が交付されることとなります。

このように、B種優先株式の株主による取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、

- ① B種優先株式の発行は、前記2.(1)のとおり、安定的な収益化を行うためには長期かつ安定的な資金による事業運営及び投資が必要であるとの観点から、当該資金を比較的短期間での返済が必要な借入のみならず、より資本性の高い本優先株式の発行により調達することにより財務基盤をさらに強化することで、長期的な株主価値向上に資すると判断できること
- ② B種優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加(希薄化)を極力抑制するために、(a)割当予定先が当社普通株式を対価とするB種優先株式の取得請求権を行使できるのは、前記2.(3)②のとおり、当社の普通株式に係る公開買付けの公表等の場合を除き、発行日から約3年後の2022年6月30日を経過した場合に限定されること、(b)転換価額の修正について6か月に1回の頻度とするとともに、適切な修正の下限を設定すること、(c)法令に定めがある場合を除きB種優先株式に株主総会における議決権が付されていないこと、(d)割当予定先がD種優先株式を対価とするB種優先株式の取得請求権を行使し、かつ、これによって発行されたD種優先株式に係る当社普通株式を対価とするD種優先株式の取得請求権を行使できるのは前記2.(3)③及び前記2.(4)②のとおり、本資本業務提携契約上の前提条件の不充足又は本資本業務提携契約の違反(軽微な違反を除きます。)の場合に限定されていること等の措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていること

等により、B種優先株式の発行は、当社の普通株主及びA種優先株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

なお、今回の第三者割当によるB種優先株式の発行は、これによる希薄化率が25%以上となる可能性があり、B種優先株式の全てが当初の転換価額で当社普通株式に転換された場合には36.77%、B種優先株式の全てがD種優先株式に転換され、かつ、これによって発行されたD種優先株式の全てが当初の転換価額で当社普通株式に転換された場合には66.91%の希薄化率となりますが、上記(1)のB種優先株式の発行についての本臨時株主総会において特別決議による承認をもって、東証の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手段を兼ねることとする予定です。

(b) C種優先株式

当社は、C種優先株式を2,500株発行することにより、総額25億円を調達いたしますが、上記4.に記載のとおり資金使途には合理性があるものと判断しており、C種優先株式の発行数量も合理的であると判断しております。

C種優先株式については、株主総会における議決権はなく、普通株式を対価とする取得請求権等も付与されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

a.	名 称	ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合
b.	所 在 地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
c.	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
d.	組 成 目 的	株式の取得及び保有等
e.	組 成 日	2014年8月29日
f.	出 資 の 総 額	出資コミットメント金額578.8億円
g.	出 資 者 の 概 要	国内の機関投資家等
h.	名 称	UCGP IV, L.P.
	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	General Partner : UCGP IV, Ltd. 及びユニゾン・キャピタル株式会社
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合の業務執行
	出 資 の 総 額	出資コミットメント金額5.8億円
i.	国内代理人の概要	該当事項はありません。
j.	上場会社と当該ファンドとの間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

a.	名 称	Unison Capital Partners IV (F), L.P.
b.	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
c.	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくリミテッド・パートナーシップ
d.	組 成 目 的	株式の取得及び保有等
e.	組 成 日	2014年8月29日
f.	出 資 の 総 額	出資コミットメント金額 121.2 億円
g.	出 資 者 の 概 要	海外の機関投資家等
h.	名 称	UCGP IV (F), L.P.
	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	General Partner : UCGP IV (F), Ltd.
	事 業 内 容	ケイマン籍ファンドの業務執行
	出 資 額	出資コミットメント金額 1.2 億円
i.	国内代理人の概要	該当事項はありません。
j.	上場会社と当該ファンドとの間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。

※ 非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、情報の提供を得られていないため、記載していません。

※ 当社は、割当予定先であるユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合及び Unison Capital Partners IV (F), L.P.については、業務執行組合員の代表者に対する面談及び第三者機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティングによる調査を通じて反社会的勢力と関係ないことを確認しております。また、割当予定先の出資者については、ユニゾンから、出資者との間の各組合契約には反社会的勢力の排除条項が規定されている旨、及び、ユニゾンは、金融商品取引業者として、日本の適用法令に従い、出資者が反社会的勢力に該当しないことの確認を含む厳格な本人確認手続を行っている旨の回答を受領しております。以上により、各割当予定先及びその出資者については、反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らかの関係を有するものではないと判断しております。なお、当社は、各割当予定先及びその出資者について、反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

上記 I. 1. の「資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループを取り巻く環境は厳しさを増す一方ではありますが、かかる事業環境に対処するために、当社は様々な選択肢を検討して参りま

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

した。その結果、当社グループの事業に深い知見を持った事業上のパートナーとの提携及び安定的な経営を行うための資本性の高い資金調達が必要という結論に至りました。割当予定先を含むユニゾンは、20年以上にわたり幅広い業種の日本及びアジアの企業に対し、投資と経営支援を行ってきております。中でもサービス業はユニゾンが最も注力してきた分野の一つであり、あきんどスシロー、ミスターミニットをはじめとする外食・ホテル等のBtoCサービス産業からBtoBのソリューションプロバイダーまで、数多くの投資先企業でハンズオンでのガバナンス・経営支援を通じた事業成長・企業価値向上を実現しています。当社グループの事業領域での経験と知見を持つ人材も複数擁しており、これらも踏まえてユニゾンには、当社グループの事業戦略を高く評価いただいております。また、当社グループとしても、ユニゾンとの長期に亘る戦略的パートナーシップの形と事業成長戦略の協議を通じて信頼関係を構築することができ、ユニゾンによる事業運営体制の改善等の経営支援及び今回の優先株式の引受を通じて、より一層の成長を実現できると考え、ユニゾンが当社のパートナーとして最適であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

なお、当社と割当予定先の間では、当社に対する出資における本優先株式に関する事項について、本資本業務提携契約において以下の内容につき合意しております。

#### ① 当社の遵守事項

当社は、割当予定先に対し、主に次に掲げる事項を順守する義務を負っております。

- (a) 割当予定先が本優先株式、B種優先株式若しくはD種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使により取得した当社普通株式、本優先株式若しくはD種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権の行使又はC種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間に限り、一定の事項（定款の変更、合併又は会社分割等の組織再編行為、普通株主に対する剰余金の配当、債務保証又は第三者からの債務引受けによる債務負担行為（ただし、当社の連結子会社が金融機関からの借入により負担する債務を保証する場合を除きます。）並びに一定の設備投資、第三者への投資、第三者への貸付、資産の売却、第三者の持分の取得若しくは処分等）を行おうとするときは、事前に割当予定先の書面による承諾（ただし、割当予定先は当該承諾を不合理に留保しないものとします。）を得ること
- (b) 割当予定先が本優先株式、B種優先株式若しくはD種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使により取得した当社普通株式、本優先株式若しくはD種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権の行使又はC種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間に限り、一定の事項（各事業年度に関する当社の連結の事業計画及び中期事業計画の承認又は変更、各事業年度に関する当社の連結の予算の承認又は変更、重要な役職員の選任又は解任並びに報酬の決定又は変更、並びに一定の借入、社債の発行、その他類似の金融債務の負担等）を行うにあたっては、事前に割当予定先と協議すること
- (c) 割当予定先が本優先株式、B種優先株式若しくはD種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使により取得した当社普通株式、本優先株式若しくはD種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権の行使又はC種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間に限り、一定の事項（発行会社並びにその子会社及び関連会社の役員又は組織に変更が生じた場合、発行会社の子会社及び関連会社の株主又は資本構成に変更が生じた場合等）が生じた場合には、割当予定先に実務上可能な限り速やかに報告し、必要に応じて割当予定先と協議すること
- (d) 割当予定先又は割当予定先以外の本優先株式（D種優先株式の発行後はD種優先株式を含む。以下本(d)について同じ。）の株主による本優先株式の全部又は一部についての金銭を対価とする取得請求権の行使に応じるための分配可能額に不足が生じるおそれがある場合、当社は法令等の

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

定めに従い、本優先株式の金銭を対価とする取得請求権の行使を可能にするために、法令等に違反しない範囲で必要な措置を講じること

② 金銭を対価とする取得請求権の行使制限

本優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権の行使制限については、前記2. (3) ①をご参照ください。また、D種優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権の行使制限については、前記2. (4) ①をご参照ください。

③ 普通株式を対価とする取得請求権の行使制限

B種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使制限については、前記2. (3) ②をご参照ください。また、D種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使制限については、前記2. (4) ②をご参照ください。

④ D種優先株式を対価とする取得請求権の行使制限

前記2. (3) ③をご参照ください。

⑤ 金銭を対価とする取得条項の行使制限

前記2. (3) ④をご参照ください。

⑥ 払込義務の前提条件

本臨時株主総会における本定款変更に係る議案及び本優先株式の発行に係る議案が承認されていること等が、割当予定先による本優先株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(3) 割当予定先の保有方針

(a) B種優先株式

当社は、割当予定先から、B種優先株式を中長期的に継続して保有する意向であると伺っております。なお、前記2. (3) ②のとおり、本資本業務提携契約において、発行後約3年間は、原則として、B種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使は行わない旨が定められており、また、割当予定先がB種優先株式を譲渡する場合には当社と協議を行うこととされております。

当社は、割当予定先が払込期日から2年間において、割当株式であるB種優先株式、B種優先株式の取得と引き換えに交付される当社普通株式、B種優先株式の取得と引き換えに交付されるD種優先株式又はD種優先株式の取得と引き換えに交付される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(b) C種優先株式

当社は、割当予定先から、当社普通株式への転換を予定していないC種優先株式については、純投資であり、その一環として将来的にその一部又は全部を譲渡する可能性があるものの、当面はC種優先株式を保有する方針である旨の説明を受けております。なお、本資本業務提携契約において、割当予定先がC種優先株式を譲渡する場合には当社と協議を行うこととされております。

当社は、割当予定先が払込期日から2年間において、割当株式であるC種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合を運用するユニゾン・キャピタル株式会社及びUnison Capital Partners IV (F), L.P. のファンドマネージャーを務めるUnison Capital Management Pte. Ltd. から、2019年3月29日時点においてキャピタルコールにより割当予定先が確保可能な金額の残高が、払込みに要する資金を上回っていることを確認できる資金証明書を受領していること、また、割当予定先の投資家は、キャピタルコールを受けた場合には出資を行うことが義務付けられていることをユニゾン・キャピタル株式会社及びUnison Capital Management Pte. Ltd. よりヒアリングにて確認していることから、割当予定先が払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

B種優先株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから、B種優先株式募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては計算に含めておりません。

募集前 (2019年3月31日現在)		募 集 後
志太ホールディングス株式会社	29.36%	同左
株式会社シダ・セーフティ・サービス	4.34%	
志太 勤一	3.00%	
志太 勤	2.94%	
国分グループ本社株式会社	2.05%	
エスディーアイ株式会社	2.00%	
志太 正次朗	1.48%	
スターフェスティバル株式会社	1.37%	
志太 富路	0.93%	
ユーシーシーフーズ株式会社	0.91%	

(注) 上表における持株比率は、2019年3月末現在の株主名簿に基づき、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(2) A種優先株式

募集前 (2019年3月31日現在)		募 集 後
UDS コーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合	66.00%	該当なし
ブルーパートナーズ第二号投資事業有限責任組合	34.00%	

(注) A種優先株式は、本優先株式の払込期日までに全て償還することを予定しております。上記は、当社による償還が行われた後の状況を示しています。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(3) B種優先株式

募集前 (2019年5月17日現在)	募集後
該当なし	ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合 82.68%
該当なし	Unison Capital Partners IV(F), L.P. 17.33%

(注) 上表における持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(4) C種優先株式

募集前 (2019年5月17日現在)	募集後
該当なし	ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合 82.68%
該当なし	Unison Capital Partners IV(F), L.P. 17.32%

8. 今後の見通し

B種優先株式及びC種優先株式の発行により、当社の財務体質の安定化を図ります。B種優先株式及びC種優先株式の発行を含めた本件の取引が当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であるため、確定し次第、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

前記5.(2)のとおり、B種優先株式及びC種優先株式の発行は、支配株主の異動を伴うものではないものの、これによる希薄化率は25%以上となる可能性があります。そのため、前記5.(1)のB種優先株式及びC種優先株式の発行についての本臨時株主総会において特別決議による承認をもって、東証の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手段を兼ねることとする予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連結売上高	148,433百万円	142,890百万円	128,278百万円
連結営業利益	1,269百万円	1,169百万円	1,739百万円
連結経常利益	△2,966百万円	△1,387百万円	420百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△3,220百万円	△1,396百万円	△3,284百万円
1株当たり連結当期純利益	△82.61円	△35.84円	△84.23円
1株当たり配当金	15円	15円	-
1株当たり連結純資産	189.95円	125.63円	53.92円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2019年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	40,929,412株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) に		

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

おける潜在株式数		
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) A種優先株式による潜在株式数については、現時点において合理的に見積もることが困難なことから、計算に含めておりません。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	503 円	435 円	478 円
高 値	506 円	525 円	498 円
安 値	401 円	411 円	271 円
終 値	434 円	480 円	322 円

#### ② 最近6か月間の状況

	2018年12月	2019年1月	2月	3月	4月	5月
始 値	373 円	302 円	344 円	345 円	320 円	310 円
高 値	374 円	348 円	353 円	376 円	322 円	318 円
安 値	271 円	300 円	327 円	317 円	298 円	300 円
終 値	301 円	343 円	345 円	322 円	309 円	305 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。  
2. 2019年5月の株価については、2019年5月16日現在で表示しております。

#### ③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年5月16日
始 値	305 円
高 値	308 円
安 値	304 円
終 値	305 円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

#### ① 第三者割当による第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション（業績達成型））の発行

割 当 日	2017年7月14日
発 行 新 株 予 約 権 数	22,541 個
払 込 価 額	1株当たり 302 円
行 使 価 額	1株当たり 1 円
募集時における発行済株式数	普通株式 40,918,762 株（2017年3月31日現在）
当該募集による発行株式数	—
割 当 先	当社取締役（社外取締役を除く）3名（19,847 個）

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



	当社執行役員 5名 (570 個) 当社子会社取締役 (社外取締役を除く) 10名 (1,737 個) 当社子会社執行役員 9名 (387 個)
当該募集による潜在株式数	2,254,100 株
現時点における行使状況	行使済株式数 0 株 (第 1 回新株予約権 22,541 個は全てが放棄により消滅)
現時点における潜在株式数	該当事項はありません。
発行時における当初の資金使途	該当事項はありません。
発行時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

② 第三者割当による第 2 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション (長期インセンティブ型)) の発行

割 当 日	2017 年 7 月 14 日
発行新株予約権数	1,548 個
払 込 価 額	1 株当たり 303 円
行 使 価 額	1 株当たり 1 円
募集時における発行済株式数	普通株式 40,918,762 株 (2017 年 3 月 31 日現在)
当該募集による発行株式数	—
割 当 先	当社取締役 (社外取締役を除く) 3名 (695 個) 当社執行役員 5名 (141 個) 当社子会社取締役 (社外取締役を除く) 10名 (427 個) 当社子会社執行役員 13名 (285 個)
当該募集による潜在株式数	154,800 株
現時点における行使状況	行使済株式数 10,400 株 (残存する第 2 回新株予約権 1,444 個は全てが放棄により消滅)
現時点における潜在株式数	該当事項はありません。
発行時における当初の資金使途	該当事項はありません。
発行時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

③ 第三者割当による第 3 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション (長期インセンティブ型)) の発行

割 当 日	2018 年 7 月 13 日
発行新株予約権数	1,549 個
払 込 価 額	1 株当たり 275 円
行 使 価 額	1 株当たり 1 円
募集時における発行済株式数	普通株式 40,918,762 株 (2018 年 3 月 31 日現在)
当該募集による発行株式数	—

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

割 当 先	当社取締役（社外取締役を除く） 3名（776 個） 当社執行役員 4名（129 個） 当社子会社取締役（社外取締役を除く） 8名（362 個） 当社子会社執行役員 13名（282 個）
当該募集による潜在株式数	154,900 株
現時点における行使状況	行使済株式数 0 株 （第 3 回新株予約権 1,549 個は全てが放棄により消滅）
現時点における潜在株式数	該当事項はありません。
発行時における当初の資金使途	該当事項はありません。
発行時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

④ 第三者割当増資

払 込 期 日	2018 年 7 月 19 日
調 達 資 金 の 額	2,460,000,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1 株につき 10,000,000 円
募集時における発行済株式数	普通株式 40,918,762 株
当該募集による発行株式数	A 種優先株式 250 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 40,918,762 株 A 種優先株式 250 株
割 当 先	UDS コーポレート・メザニン 4 号投資事業有限責任組合 165 株 ブルーパートナーズ第二号投資事業有限責任組合 85 株
発行時における当初の資金使途	所要運転資金
発行時における支出予定時期	2018 年 7 月から 2019 年 3 月まで
現時点における充当状況	① フードサービス事業に係る運転資金等 1,500 百万円 ② トータルアウトソーシング事業に係る運転資金等 960 百万円 ①及び②合計 2,460 百万円

⑤ 第三者割当による自己株式の処分（現物出資）

処分期日	2019 年 3 月 29 日
調達資金の額	271,999,728 円
処分価額	1 株につき 306 円
募集時における発行済株式数	普通株式 40,929,412 株
処分株式数	普通株式 888,888 株
処分後における発行済株式総数	普通株式 40,929,412 株
処分先	スターフェスティバル株式会社 562,091 株 ピーシーフェーズ株式会社 326,797 株
処分時における資金使途	現物出資によるものであるため、実際に調達する資金はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

11. 本優先株式の発行日程

2019年5月17日(金)	本優先株式の発行に係る取締役会決議日
2019年7月11日(木)	本臨時株主総会決議(予定)
2019年7月16日(火)	払込期日(予定)

12. 発行要項

別紙1「B種優先株式発行要項」及び別紙2「C種優先株式発行要項」並びに「D種優先株式の内容」をご参照ください。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

### Ⅲ. 定款の一部変更について

#### 1. 定款変更の目的

上記「Ⅱ. 第三者割当による本優先株式の発行について」に記載した本優先株式及びD種優先株式の発行を可能とするために、本優先株式及びD種優先株式に関する定款規定等を新設するものです。また、本優先株式の払込期日までに、A種優先株式の取得及び消却がなされる予定ですが、かかる消却の後に不要となる規定を削除するものです。

#### 2. 定款変更の内容

別紙4「定款変更案」のとおりです。

#### 3. 定款変更の日程

2019年5月17日（金）	取締役会決議日
2019年7月11日（木）	本臨時株主総会決議日（予定） 普通株主による種類株主総会決議日（予定） A種優先株主による種類株主総会決議があったものとみなされる日（予定）
2019年7月16日（火）	A種優先株式の取得及び消却（予定）
2019年7月16日（火）	効力発生日（予定）

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

#### IV. 資本金の額及び資本準備金の額の減少について

##### 1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

配当原資（分配可能額）の準備その他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるため、本減資等を行うことといたしました。なお、本減資等については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件といたします。また、当社は、2019年5月17日付「資本金の額の減少に関するお知らせ」と題するプレスリリースにてお知らせしましたとおり、2019年6月27日開催予定の定時株主総会において承認されることを条件として、10,683,194,864円の資本金の額の減少を行うことを予定しておりますが、本減資等は、当該資本金の額及び資本準備金の額の減少とは別途行われるものです。

##### 2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

###### (1) 減少すべき資本金の額

3,250,000,000円

なお、同時に行う本優先株式の発行により資本金が同額増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

###### (2) 減少すべき資本準備金の額

3,250,000,000円

なお、同時に行う本優先株式の発行により資本準備金が同額増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

###### (3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づき本優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

###### (4) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

2019年5月17日（金）	取締役会決議日
2019年6月14日（金）	債権者異議申述催告公告日（予定）
2019年7月15日（月）	債権者異議申述最終期日（予定）
2019年7月16日（火）	効力発生日（予定）

##### 4. 今後の見通し

本減資等が、当社の業績に直接与える影響はありません。

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

**シダックス株式会社**  
**第1回B種優先株式 発行要項**

1. 募集株式の種類	シダックス株式会社 第1回B種優先株式
2. 募集株式の数	4,000株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	4,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	2,000,000,000円（1株につき500,000円）
6. 増加する資本準備金の額	2,000,000,000円（1株につき500,000円）
7. 払込期日	2019年7月16日又は株主総会で別途定める日
8. 割当先/株式数	ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合に3,307株、Unison Capital Partners IV (F), L.P. に693株を、それぞれ割り当てる。

## 第1回B種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式を有する株主（以下「第1回B種優先株主」という。）又は第1回B種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回B種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、下記16. (1)に定める支払順位に従い、第1回B種優先株式1株につき、下記9. (4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1回B種優先株式を取得した場合、当該第1回B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、第1回B種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 第1回B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日として第1回B種優先株主又は第1回B種優先

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、下記16. (1)に定める支払順位に従い、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して配当する。
(6) 非参加条項	当社は、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金及び上記9. (5)に定める累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、下記16. (2)に定める支払順位に従い、第1回B種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	第1回B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。
②控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第1回B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額を、上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	第1回B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	第1回B種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価として第1回B種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1回B種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項所定の分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回B種優先株主に対

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>して、下記12. (2)に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1回B種優先株式の数は、償還請求が行われた第1回B種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われた第1回B種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された第1回C種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたD種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われた第1回B種優先株式、取得請求権が行使された第1回C種優先株式及び取得請求権が行使されたD種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみ第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及びD種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった第1回B種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p>
(2) 償還価額	
①基本償還価額	<p>第1回B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。</p> <p>（基本償還価額算式）  <math display="block">\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.03)^{m+n/365}</math></p> <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p>
②控除価額	<p>上記12. (2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第1回B種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12. (2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12. (2)①に定める基本償還価額から控除する。</p> <p>（控除価額算式）  <math display="block">\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.03)^{x+y/365}</math></p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p>
(3) 償還請求受付場所	<p>東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3  シダックス株式会社</p>
(4) 償還請求の効力発生	<p>償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。</p>
13. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）	
(1) 転換請求権の内容	<p>第1回B種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社が第1回B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記13. (2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を第1回B種優先株主に対して交付することを請求（以下本項において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記13. (2)の算定方法に従い、第1回B種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行った第1回B種優先株主に対し会社法第167</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



<p>(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法</p>	<p>条第3項に定める金銭を交付することを要しない。</p> <p>①当会社が第1回B種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、第1回B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>(算式)</p> <p>第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数      = 第1回B種優先株主が取得を請求した第1回B種優先株式の数      × 上記12. (2)①に定める基本償還価額相当額から上記12. (2)②に定める控除価額相当額を控除した金額 (ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)</p> <p>÷      転換価額</p> <p>②転換価額</p> <p>イ 当初転換価額      当初転換価額は、273円とする。</p> <p>ロ 転換価額の修正      転換価額は、2021年6月30日以降の毎年12月31日及び6月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)が、当該転換価額修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該転換価額修正日以降、修正後転換価額に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が190円(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</p> <p>上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>ハ 転換価額の調整</p> <p>(a) 当社は、第1回B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下本項において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。</p> <p>調整後転換価額      = 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係</p>
----------------------------------	---

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式により第1回B種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第1回B種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) 当社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各第1回B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを</p>
--	--

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	行う。
(3) 転換請求受付場所	東京都調布市調布ケ丘三丁目6番地3 シダックス株式会社
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
14. D種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）	
(1) 転換請求権の内容	第1回B種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社が第1回B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記14.(2)に定める算定方法により算出される数の当社のD種優先株式を第1回B種優先株主に対して交付することを請求（以下本項において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記14.(2)の算定方法に従い、第1回B種優先株主に交付されるD種優先株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行った第1回B種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。
(2) 転換請求により交付するD種優先株式数の算定方法	<p>①当社が第1回B種優先株主に対し対価として交付するD種優先株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、第1回B種優先株主に対して交付することとなるD種優先株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>(算式)</p> <p>第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社のD種優先株式の数  = 第1回B種優先株主が取得を請求した第1回B種優先株式の数  × 上記12.(2)①に定める基本償還価額相当額から上記12.(2)②に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われた優先配当金（転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）</p> <p>÷  転換価額</p> <p>②転換価額</p> <p>イ 当初転換価額  当初転換価額は、150円とする。</p> <p>ロ 転換価額の調整</p> <p>(a) 当社は、第1回B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下本項において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> <p>調整後転換価額  = 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式により第1回B種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第1回B種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) 当社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各第1回B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(3) 転換請求受付場所	東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3 シダックス株式会社
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
15. 株式の併合又は分割	法令に別段の定めがある場合を除き、第 1 回 B 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第 1 回 B 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
16. 優先順位	
(1) 剰余金の配当	<p>第 1 回 B 種優先株式の優先配当金、第 1 回 C 種優先株式の優先配当金（第 1 回 C 種優先株式発行要項 9. (3) に定義される。）、D 種優先配当金（定款第 11 条の 17 第 1 項に定義される。）、第 1 回 B 種優先株式の累積未払優先配当金、第 1 回 C 種優先株式の累積未払優先配当金（第 1 回 C 種優先株式発行要項 9. (5) に定義される。）、D 種累積未払優先配当金（定款第 11 条の 17 第 2 項に定義される。）並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、第 1 回 C 種優先株式の第一累積未払優先配当金（第 1 回 C 種優先株式発行要項 9. (5) に定義される。）を第 1 順位、第 1 回 C 種優先株式の第一優先配当金（第 1 回 C 種優先株式発行要項 9. (4) に定義される。）を第 2 順位、第 1 回 B 種優先株式の累積未払優先配当金、第 1 回 C 種優先株式の第二累積未払優先配当金（第 1 回 C 種優先株式発行要項 9. (5) に定義される。）及び D 種累積未払優先配当金を第 3 順位（それらの間では同順位）、第 1 回 B 種優先株式の優先配当金、第 1 回 C 種優先株式の第二優先配当金（第 1 回 C 種優先株式発行要項 9. (4) に定義される。）及び D 種優先配当金を第 4 順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第 5 順位とする。</p> <p>ただし、本(1)に定める支払順位にかかわらず、第 1 回 B 種優先株式、第 1 回 C 種優先株式又は D 種優先株式の剰余金の配当を行わない場合でも、剰余金の配当を行わない第 1 回 B 種優先株式、第 1 回 C 種優先株式又は D 種優先株式に係る株主及び登録株式質権者の全員が書面により承諾したときには、普通株主及び普通登録株式質権者への剰余金の配当を可能とする。</p>
(2) 残余財産の分配	第 1 回 B 種優先株式、第 1 回 C 種優先株式、D 種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、第 1 回 B 種優先株式、第 1 回 C 種優先株式及び D 種優先株式に係る残余財産の分配を第 1 順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第 2 順位とする。
(3) 比例按分	当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

**シダックス株式会社**  
**第1回C種優先株式 発行要項**

1. 募集株式の種類	シダックス株式会社 第1回C種優先株式
2. 募集株式の数	2,500株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	2,500,000,000円
5. 増加する資本金の額	1,250,000,000円 (1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	1,250,000,000円 (1株につき500,000円)
7. 払込期日	2019年7月16日又は株主総会で別途定める日
8. 割当先/株式数	ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合に2,067株、Unison Capital Partners IV (F), L.P. に433株を、それぞれ割り当てる。

## 第1回C種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株式を有する株主（以下「第1回C種優先株主」という。）又は第1回C種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回C種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対して、下記15.(1)に定める支払順位に従い、第1回C種優先株式1株につき、下記9.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日として第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」といい、下記9.(4)に定める第一優先配当金に対応する期中優先配当金を「第一優先期中配当金」といい、下記9.(4)に定める第二優先配当金に対応する期中優先配当金を「第二優先期中配当金」という。期中優先配当金の額は、第一優先期中配当金及び第二優先期中配当金の合計額とする。）は、第一優先配当金又は第二優先配当金から、当該配当の基準日の属する事業年度において支払われた第一優先期中配当金の合計額又は第二優先期中配当金の合計額をそれぞれ控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1回C種優先株式を取得した場合、当該第1回C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、第一優先配当金及び第二優先配当金の合計額とする。第一優先配当金及び第二優先配当金の額は、それぞれ第1回C種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。第1回C種優先株式1株当たりの第一優先配当金の額は、第1回C種優先株式の

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



	<p>1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。</p> <p>第1回C種優先株式1株当たりの第二優先配当金の額は、第1回C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。</p>
(5) 累積条項	<p>ある事業年度に属する日を基準日として第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（第一優先配当金に係る累積した不足額を以下「第一累積未払優先配当金」といい、第二優先配当金に係る累積した不足額を以下「第二累積未払優先配当金」といい、第一累積未払優先配当金及び第二累積未払優先配当金を併せて、以下「累積未払優先配当金」という。累積未払優先配当金の額は、第一累積未払優先配当金及び第二累積未払優先配当金の合計額とする。）については、当該翌事業年度以降、下記15. (1)に定める支払順位に従い、第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対して配当する。</p>
(6) 非参加条項	<p>当社は、第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金及び上記9. (5)に定める累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	<p>当社は、残余財産を分配するときは、第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対して、下記15. (2)に定める支払順位に従い、第1回C種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。</p>
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	<p>第1回C種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。</p>
②控除価額	<p>上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第1回C種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額を、上記 10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記 10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	第1回C種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	第1回C種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価として第1回C種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、第1回C種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項所定の分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回C種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1回C種優先株式の数は、償還請求が行われた第1回C種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われた第1回C種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された第1回B種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたD種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われた第1回C種優先株式、取得請求権が行使された第1回B種優先株式及び取得請求権が行使されたD種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみ第1回C種優先株式、第1回B種優先株式及びD種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった第1回C種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。
(2) 償還価額	
①基本償還価額	第1回C種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。  (基本償還価額算式) 基本償還価額=1,000,000円×(1+0.08) <sup>m+n/365</sup>  払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
②控除価額	上記 12. (2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第1回C種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記 12. (2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、そ

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>の合計額を上記 12. (2)①に定める基本償還価額から控除する。</p> <p>(控除価額算式)</p> $\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.08)^{x+y/365}$ <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p>
(3) 償還請求受付場所	<p>東京都調布市調布ケ丘三丁目 6 番地 3</p> <p>シダックス株式会社</p>
(4) 償還請求の効力発生	<p>償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。</p>

### 13. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

(1) 強制償還の内容	<p>当社は、2022年6月30日を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社が第1回C種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額の金銭を交付することができる(以下、この規定による第1回C種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、第1回C種優先株式の一部を取得するときは、各第1回C種優先株主から取得する第1回C種優先株式の数は、強制償還日における各第1回C種優先株主が保有する第1回C種優先株式の数に応じて比例按分した数とする。</p>
(2) 強制償還価額	
①基本強制償還価額	<p>第1回C種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)①に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。</p>
②控除価額	<p>上記13.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、第1回C種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)②に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額を、上記13.(2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記13.(2)①に定める基本強制償還価額から控除する。</p>
14. 株式の併合又は分割	<p>法令に別段の定めがある場合を除き、第1回C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第1回C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</p>
15. 優先順位	
(1) 剰余金の配当	<p>第1回C種優先株式の優先配当金、第1回B種優先株式の優先配当金(第1回B種優先株式発行要項9.(3)に定義される。)、D種優先配当金(定款第11条の17第1項に定義される。)、第1回C種優先株式の累積未払優先配</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>当金、第1回B種優先株式の累積未払優先配当金（第1回B種優先株式発行要項9.(5)に定義される。）、D種累積未払優先配当金（定款第11条の17第2項に定義される。）並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、第1回C種優先株式の第一累積未払優先配当金を第1順位、第1回C種優先株式の第一優先配当金を第2順位、第1回C種優先株式の第二累積未払優先配当金、第1回B種優先株式の累積未払優先配当金及びD種累積未払優先配当金を第3順位（それらの間では同順位）、第1回C種優先株式の第二優先配当金、第1回B種優先株式の優先配当金及びD種優先配当金を第4順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第5順位とする。ただし、本(1)に定める支払順位にかかわらず、第1回C種優先株式、第1回B種優先株式又はD種優先株式の剰余金の配当を行わない場合でも、剰余金の配当を行わない第1回C種優先株式、第1回B種優先株式又はD種優先株式に係る株主及び登録株式質権者の全員が書面により承諾したときには、普通株主及び普通登録株式質権者への剰余金の配当を可能とする。</p>
(2) 残余財産の分配	<p>第1回C種優先株式、第1回B種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、第1回C種優先株式、第1回B種優先株式及びD種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p>
(3) 比例按分	<p>当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

別紙3 D種優先株式の内容

(注) D種優先株式を対価とするB種優先株式に係る取得請求権の行使によりD種優先株式が発行される場合、新規に払い込まれる金銭はありません。

**シダックス株式会社**  
**D種優先株式の内容**

1. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、下記7. (1)に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、下記1. (4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、D種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 D種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に適用された転換価額とする。以下同じ。）に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が当該D種優先株式の払込期日（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に係る転換請求日とする。以下同じ。）の直後に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、下記7. (1)に定める支払順位に従い、D

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して配当する。
(6) 非参加条項	当社は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、上記1. (4)に定める優先配当金及び上記1. (5)に定める累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 剰余財産の分配	
(1) 剰余財産の分配	当社は、剰余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、下記7. (2)に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、下記2. (2)に定める金額を支払う。
(2) 剰余財産分配額	
①基本剰余財産分配額	D種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記4. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「剰余財産分配日」（剰余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本剰余財産分配額」という。）とする。
②控除価額	上記2. (2)①にかかわらず、剰余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（剰余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、D種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記4. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「剰余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額を、上記2. (2)①に定める基本剰余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記2. (2)①に定める基本剰余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。
3. 議決権	D種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	D種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、D種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項所定の分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該D種優先株主に対して、下記4. (2)に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきD種優先株式の数は、償還請求が行われたD種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われたD種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたC種優先株式の取得

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたD種優先株式、取得請求権が行使されたB種優先株式及び取得請求権が行使されたC種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみD種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。
(2) 償還価額	
①基本償還価額	D種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。  (基本償還価額算式) 基本償還価額=D種優先株式の1株当たりの払込金額×(1+0.03) <sup>m+n/365</sup>  払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
②控除価額	上記4.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、D種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除する。  (控除価額算式) 控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.03) <sup>x+y/365</sup>  償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。
(3) 償還請求受付場所	東京都調布市調布ケ丘三丁目6番地3 シダックス株式会社
(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
5. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）	
(1) 転換請求権の内容	D種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がD種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記5.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をD種優先株主に対して交付することを請求（以下本項において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記5.(2)の算定方法に従い、D種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったD種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。
(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法	①当社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(算式)

D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数  
＝D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数  
×上記4.(2)①に定める基本償還価額相当額から上記4.(2)②に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)

÷

転換価額

②転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当会社は、D種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下本項において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×(既発行普通株式数+((交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷時価))÷(既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(i)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>する。</p> <p>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、D種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) 当社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各D種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
(3) 転換請求受付場所	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 シダックス株式会社
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
6. 株式の併合又は分割	法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。D種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
7. 優先順位	
(1) 剰余金の配当	B種優先配当金（定款第11条の2第1項に定義される。）、C種優先配当金（定款第11条の10第1項に定義される。）、D種優先配当金（定款第11条の17第1項に定義される。）、B種累積未払優先配当金（定款第11条の2第2項に定義される。）、C種累積未払優先配当金（定款第11条の10第2項に定義される。）、D種累積未払優先配当金（定款第11条の17第2項に定義される。）並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種第一累積未払優先配当金（定款第11条の10第2項に定義される。）を第1順

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>位、C種第一優先配当金（定款第11条の10第1項に定義される。）を第2順位、B種累積未払優先配当金、C種第二累積未払優先配当金（定款第11条の10第2項に定義される。）及びD種累積未払優先配当金を第3順位（それらの間では同順位）、B種優先配当金、C種第二優先配当金（定款第11条の10第1項に定義される。）及びD種優先配当金を第4順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第5順位とする。</p> <p>ただし、本(1)に定める支払順位にかかわらず、B種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式の剰余金の配当を行わない場合でも、剰余金の配当を行わないB種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式に係る株主及び登録株式質権者の全員が書面により承諾したときには、普通株主及び普通登録株式質権者への剰余金の配当を可能とする。</p>
(2) 剰余財産の分配	<p>B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る剰余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る剰余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る剰余財産の分配を第2順位とする。</p>
(3) 比例按分	<p>当会社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。</p>

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

## 定款変更案

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	定款変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億4千万250株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は1億4千万株、<u>A種優先株式の発行可能種類株式総数は250株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、<u>A種優先株式につき1株</u>とする。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>第2章の2 <u>A種優先株式</u></p> <p>(<u>A種優先配当金</u>)</p> <p>第11条の2 当社は、第43条の規定に従い剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された<u>A種優先株式を有する株主</u>(以下「<u>A種優先株主</u>」という。)又は<u>A種優先株式の登録株式質権者</u>(以下「<u>A種優先株式登録質権者</u>」)といい、<u>A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。</u>)に対し、<u>同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主</u>(以下「<u>普通株主</u>」)又は普通株式の登録株式質権者(以下「<u>普通株式登録質権者</u>」)といい、<u>普通株主と併せて「普通株主等」という。</u>)に先立ち、<u>A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額</u>について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が<u>2019年3月31日</u>に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億8千万6千5百株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は1億4千万株、<u>B種優先株式の発行可能種類株式総数は4千株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は2千5百株、D種優先株式の発行可能種類株式総数は4千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、<u>B種優先株式につき1株とし、C種優先株式につき1株とし、D種優先株式につき1株</u>とする。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>第2章の2 <u>B種優先株式</u></p> <p>(<u>B種優先配当金</u>)</p> <p>第11条の2 当社は、第43条の規定に従い剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された<u>B種優先株式を有する株主</u>(以下「<u>B種優先株主</u>」という。)又は<u>B種優先株式の登録株式質権者</u>(以下「<u>B種優先株式登録質権者</u>」)といい、<u>B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。</u>)に対し、<u>第11条の24に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額</u>について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が<u>2020年3月31日</u>に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)により算出される金額の金銭(以下「<u>B種優先配当金</u>」)という。)</p>
<p>ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。</p>	

1 年を 365 日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）により算出される金額を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第 11 条の 3 に定める A 種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が A 種優先株式を取得した場合、当該 A 種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、A 種優先株主等に対して支払う 1 株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払 A 種優先配当金を除く。）が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合の A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払 A 種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払 A 種優先配当金（以下「累積未払 A 種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の A 種優先配当金（第 11 条の 3 に定める A 種優先期中配当金を含む。）及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A 種優先株主等に対して支払うものとする。

3 当社は、A 種優先株主等に対して、A 種優先配当金及び累積未払 A 種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

#### （A 種優先期中配当金）

第 11 条の 3 当社は、第 44 条又は第 44 条の 2 の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式の払込金額に年率 8.0% を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が 2019 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を

を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第 11 条の 3 に定める B 種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が B 種優先株式を取得した場合、当該 B 種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、B 種優先株主等に対して支払う 1 株当たりの剰余金の額（以下に定める B 種累積未払優先配当金を除く。）が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合の B 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「B 種未払優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した B 種未払優先配当金（以下「B 種累積未払優先配当金」という。）を、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、B 種優先株主等に対して支払うものとする。

3 当社は、B 種優先株主等に対して、B 種優先配当金及び B 種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### （B 種優先期中配当金）

第 11 条の 3 当社は、第 44 条又は第 44 条の 2 の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株主等に対して、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式の払込金額に年率 3.0% を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が 2020 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされ

日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭(以下「B種優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 B種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の5 B種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下、本章において「償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、本章において、償還請求がなされた日を「償

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

た場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するA種優先株式の数は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じて比例按分した数とする。

2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 =  $10,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.08)^{m+n/365}$   
 払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金  $\times (1 + 0.08)^{x+y/365}$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額とする。

A種優先配当金(償還請求日までの間に支払われた

還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するB種優先株式の数は、償還請求が行われたB種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われたB種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたC種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたD種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたB種優先株式、取得請求権が行使されたC種優先株式及び取得請求権が行使されたD種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 =  $1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.03)^{m+n/365}$   
 払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金  $\times (1 + 0.03)^{x+y/365}$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたB種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額とする。

B種優先配当金(償還請求日までの間に支払われた

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

A種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間の日数を「x年とy日」とする。

<中略>

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主から取得するA種優先株式の数は、強制償還日におけるA種優先株主が保有するA種優先株式の数に応じて比例按分した数とする。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第11条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

## 2 取得と引換えに交付すべき財産

（1）本条に基づき、当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める

B種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。）の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間の日数を「x年とy日」とする。

<中略>

（削除）

（普通株式を対価とする取得請求権）

第11条の6 B種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当社に対し、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

## 2 取得と引換えに交付すべき財産

（1）本条に基づき、当社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、435.1円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2019年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたB種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、273円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年6月30日以降の毎年12月31日及び6月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)が、当該転換価額修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該転換価額修正日以降、修正後転換価額に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が190円(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)と

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

<中 略>

(b) 転換価額調整式により A種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

<中 略>

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社は、必要な転換価額の調整を行う。

<中 略>

(iii) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

する。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

<中 略>

(b) 転換価額調整式により B種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

<中 略>

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、B種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。

<中 略>

(iii) 当社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

<p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(新 設)</p>	<p>調整を必要とするとき。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p><u>(D種優先株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第11条の7 B種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えにD種優先株式を交付することを請求(以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。)することができる。</u></p> <p><u>2 取得と引換えに交付すべき財産</u></p> <p><u>(1) 本条に基づき、当会社がB種優先株主に対し対価として交付するD種優先株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなるD種優先株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> <p><u>B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社のD種優先株式の数</u></p> <p><u>= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたB種優先配当金(転換請求日までの間に支払われ</u></p>
<p>ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。</p>	

たB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額

## (2) 転換価額

### イ 当初転換価額

当初転換価額は、150円とする。

### ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

### 調整後転換価額

$$= \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + ((\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}) \div \text{時価}))}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合  
調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、B種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) 当会社の発行済普通株式の株式数の変更若</p>
--	--

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

<p>(議決権) 第 11 条の 8 <u>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(株式の併合又は分割等) 第 11 条の 9 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p> <p>(A種優先株式に係る譲渡制限) 第 11 条の 10 <u>当会社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p><u>3 本条第 1 項に基づく転換請求の効力は、転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p>(議決権) 第11条の 8 <u>B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(株式の併合又は分割等) 第11条の 9 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 2 章の 3 <u>C種優先株式</u></p> <p>(C種優先配当金) 第11条の10 <u>当会社は、第43条の規定に従い剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先株式登</u></p>
<p>ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。</p>	

録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。) に対し、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種第一優先配当金及びC種第二優先配当金の合計額の金銭(以下「C種優先配当金」という。)を支払う。C種優先株式1株当たりのC種第一優先配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)により算出される金額とし、C種優先株式1株当たりのC種第二優先配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)により算出される金額とする。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるC種第一優先期中配当金又はC種第二優先期中配当金を支払ったときは、C種第一優先配当金又はC種第二優先配当金から、当該配当の基準日の属する事業年度において支払われたC種第一優先期中配当金の合計額又はC種第二優先期中配当金の合計額をそれぞれ控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定めるC種累積未払優先配当金を除く。)が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合のC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「C種未払優先配当金」という。)は翌

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



(新設)

事業年度以降に累積する。当社は、累積したC種未払優先配当金（C種第一優先配当金に係る累積した不足額を以下「C種第一累積未払優先配当金」といい、C種第二優先配当金に係る累積した不足額を以下「C種第二累積未払優先配当金」といい、C種第一累積未払優先配当金及びC種第二累積未払優先配当金を併せて、以下「C種累積未払優先配当金」という。C種累積未払優先配当金の額は、C種第一累積未払優先配当金及びC種第二累積未払優先配当金の合計額とする。）を、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。

3 当社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及びC種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### （C種優先期中配当金）

第11条の11 当社は、第44条又は第44条の2の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種第一優先期中配当金及びC種第二優先期中配当金の合計額の金銭（以下「C種優先期中配当金」という。）を支払う。C種優先株式1株当たりのC種第一優先期中配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）とし、C種優先株式1株当たりのC種第二優先期中配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(新設)

配当基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）とする。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種第一優先期中配当金又はC種第二優先期中配当金を支払ったときは、C種第一優先期中配当金又はC種第二優先期中配当金から、当該期中配当までの間に支払われたC種第一優先期中配当金の合計額又はC種第二優先期中配当金の合計額をそれぞれ控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の12 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、第11条の13第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(新設)

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の13 C種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、本章において「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、本章において、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するC種優先株式の数は、償還請求が行われたC種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われたC種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたD種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたC種優先株式、取得請求権が行使されたB種優先株式及び取得請求権が行使されたD種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみC種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2 C種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</p> <p><u>（基本償還価額算式）</u></p> <p>基本償還価額＝1,000,000円×<math>(1+0.08)^{m+n/365}</math></p> <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。</p> <p><u>（控除価額算式）</u></p> <p>控除価額＝償還請求前支払済優先配当金×<math>(1+0.08)^{x+y/365}</math></p> <p>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたC種優先配当金（償還請求日までの</p>
--	---

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額とする。</p> <p>C種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。)の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の日数を「x年とy日」とする。</p> <p><u>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>第11条の14 当会社は、2022年6月30日を経過した日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、各C種優先株主から取得するC種優先株式の数は、強制償還日におけるC種優先株主が保有するC種優先株式の数に応じて比例按分した数とする。C種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の13に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。</p> <p>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>第11条の15 C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
-------------------------	---

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第11条の16 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>第2章の4 D種優先株式</u></p>
(新設)	<p><u>(D種優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の17 当社は、第43条の規定に従い剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）に対し、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に適用された転換価額とする。以下同じ。）に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が当該D種優先株式の払込期日（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に係る転換請求日（第11条の7において定義される。）とする。以下同じ。）の直後に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）により算出される金額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の18に定めるD種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要し</u></p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

<p>(新 設)</p>	<p>ない。</p> <p>2 ある事業年度において、D種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定めるD種累積未払優先配当金を除く。)が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合のD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「D種未払優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積したD種未払優先配当金(以下「D種累積未払優先配当金」という。)を、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3 当社は、D種優先株主等に対して、D種優先配当金及びD種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(D種優先期中配当金)</p> <p>第11条の18 当社は、第44条又は第44条の2の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が当該D種優先株式の払込期日の直後に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭(以下「D種優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>
--------------	--

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(新設)

(残余財産の分配)

第11条の19 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、第11条の20第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(新設)

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の20 D種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、本章において「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、本章において、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するD種優先株式の数は、償還請求が行われたD種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われたD種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたC種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたD種優先株式、取得請求権が行使されたB種優先株式及び取得請求権が行使されたC種優先

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(新設)	<p>株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金額の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみD種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2 D種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</p> <p style="text-align: center;">(基本償還価額算式)</p> <p>基本償還価額＝D種優先株式の1株当たりの払込金額×<math>(1+0.03)^{m+n/365}</math></p> <p>払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。</p> <p style="text-align: center;">(控除価額算式)</p> <p>控除価額＝償還請求前支払済優先配当金×<math>(1+0.03)^{x+y/365}</math></p> <p>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたD種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額とする。</p> <p>D種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。)の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の日数を「x年とy日」とする。</p> <p>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p> <p style="text-align: center;">(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の21 D種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普</p>
------	--

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。



通株式を交付することを請求（以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

## 2 取得と引換えに交付すべき財産

（1）本条に基づき、当社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

### （算式）

D種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

＝D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数×第11条の20第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたD種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

### （2）転換価額

#### イ 当初転換価額

当初転換価額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額とする。

#### ロ 転換価額の調整

（a）当社は、D種優先株式の発行後、下記（b）に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

#### 調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p> <u>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。</u> </p> <p> <u>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。</u> </p> <p> <u>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。</u> </p> <p> <u>(b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</u> </p> <p> <u>(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)</u> </p>
--	---

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>以下本口において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>(iv) <u>普通株式の併合をする場合</u> 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c) (i) <u>転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>(d) <u>上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、D種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。</u></p> <p>(i) <u>当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(iii) <u>当会社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(e) <u>転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合には、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(f) <u>上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各D種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p><u>3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>
--	--

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(新設)	<p>(議決権)</p> <p><u>第11条の22 D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p>(株式の併合又は分割等)</p> <p><u>第11条の23 法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。D種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p>第2章の5 優先順位</p>
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p><u>第11条の24 B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種累積未払優先配当金、C種累積未払優先配当金、D種累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当の支払順位は、C種第一累積未払優先配当金を第1順位、C種第一優先配当金を第2順位、B種累積未払優先配当金、C種第二累積未払優先配当金及びD種累積未払優先配当金を第3順位(それらの間では同順位)、B種優先配当金、C種第二優先配当金及びD種優先配当金を第4順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当を第5順位とする。</u></p> <p><u>ただし、本項に定める支払順位にかかわらず、B種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式の剰余金の配当を行わない場合でも、剰余金の配当を行わないB種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式に係る株主及び登録株式質権者の全員が書面により承諾したときには、普通株主及び普通登録株式質権者への剰余金の配当を可能とする。</u></p> <p><u>2 B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順</u></p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

<p>&lt;中略&gt;</p> <p>(新設)</p>	<p><u>位)、その他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p><u>3 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第18条の2 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。</u></p> <p><u>2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。</u></p> <p><u>3 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>4 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
-------------------------------	--

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。